

# 青森県報

第三千六百八十四号

平成二十五年  
四月二十六日  
(金曜日)

## 目 次

### 訓 令

青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域  
 県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令  
 (地域活力  
 振興課) …… 一

### 告 示

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関  
 する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額とし  
 て定める額及び最高限度額として定める額の一部改正…  
 (人事課) …… 二

生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事  
 業所の名称及び所在地変更の届出…  
 (健康福祉  
 政策課) …… 三

生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支  
 援事業所の名称及び所在地変更の届出…  
 (同) …… 四

生活保護法による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所  
 の名称変更の届出…  
 (同) …… 四

生活保護法による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販  
 売事業所の名称変更の届出…  
 (同) …… 五

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出…  
 (同) …… 五

生活保護法による指定介護機関の休止の届出…  
 (同) …… 七

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定… (障害福祉課) …… 七  
 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正… (水産振興課) …… 八  
 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生… (同) …… 八  
 基本測量の終了… (監理課) …… 八

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告… (県民生活  
 文化課) …… 九  
 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する  
 同法第十条第二項の規定による公告… (同) …… 九

### 出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了… (中  
 南地域  
 局) …… 九  
 右 同 …… (三  
 八地域  
 局) …… 一〇  
 土地改良区の役員の就任及び退任… (上  
 北地域  
 局) …… 一〇

### 公 安 委 員 会

認知機能検査員の認定等に関する規則の一部を改正する規  
 則… (運転免許課) …… 二

### 公 営 企 業

特定調達契約に係る契約のプロポーザルの実施に係る公示  
 (病院局) …… 三  
 (医療情報部) …… 三

## 訓 令

青森県訓令甲第十三号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関  
 する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程（平成二十四年四月青森県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十四年度青森県市町村元気事業費補助金交付要綱（平成二十四年四月五日制定）に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則（昭和四十五年三月青森県規則第十号）及び同要綱の施行に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 平成二十四年度青森県市町村元気事業費補助金交付要綱（平成二十四年四月五日制定）に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則（昭和四十五年三月青森県規則第十号）及び同要綱の施行に関すること。

二 平成二十五年年度青森県市町村元気事業費補助金交付要綱（平成二十五年四月八日制定）に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則及び同要綱の施行に関すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百五十二号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、五〇三円	一一、九三五円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇〇七円	一一、九三五円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一八円	一三、六三四円
三十歳以上三十五歳未満	六、一一二円	一六、一三〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二七円	一八、五三五円
四十歳以上四十五歳未満	六、七四二円	二一、九一一円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六一円	二四、四五五円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	二四、九九五円
五十五歳以上六十歳未満	五、八一二円	二三、一七一円
六十歳以上六十五歳未満	四、六八三円	一九、八一六円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一四、三七六円
七十歳以上	三、九五〇円	一一、九三五円

附 則

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
	弘前市大字 藤代字広田 一五四の四	弘前市大字 土堂字長瀬 三八五の一	社会福祉 会法人桜友	株式会社 ライフア リーナ	弘前市大字 紺屋町六六	弘前市大字 駒越字村元 一三三の一	社会福祉 会法人常光	居宅介護事業 者 主たる事務 所の所在地
通所リハ シヨニテ				通所介護			訪問看護	居宅介護 事業の種 類
老人保健 施設ふじ 苑	デイサー ビスセン ターす ばる	弘前市大字 土堂字長瀬 三八五の一	弘前市大字 藤代字広田 一三一の一	デイサー ビスセン ター桜美 苑黒石	黒石市大字 浅瀬石字扇 田三七九	三沢市大字 三沢字堀口 一六四の二	ひばり訪 問看護シ ョニテ	居宅介護事業 所 所在地
			三・一〇・二 元		二〇・二・五		平成 二〇・〇・一	変更 年月日

青森県告示第三百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
東北シス テム株式 会社	弘前市大字 神田一丁目 二の四	弘前市大字 土堂字長瀬 三八五の一	弘前市大字 藤代字広田 一五四の四	弘前市大字 土堂字長瀬 三八五の一	弘前市大字 藤代字広田 一五四の四
福祉用具 貸与	福祉用具 貸与	認知症対 応型生活 介護	認知症対 応型生活 介護	短期入所 療養介護	短期入所 療養介護
東北シス テム株式 会社	弘前市大字 神田一丁目 二の四	グループ ホーム「 のりくら の里」	グループ ホーム「 のりくら の里」		
		弘前市大字 藤代字広田 一三一の一	弘前市大字 藤代字広田 一三一の一		

区分	名称	主たる事務 所の所在地	介護予防 事業の種類	名称	所在地	変更 年月日
	介護予防事業 者		介護予防 事業	介護予防事業 所		

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	"	"	社会 法人 福祉 会	社会 法人 福祉 会	株式 会社 ライ フナ ア	株式 会社 ライ フナ ア	社会 常福 光社	社会 常福 光社
弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨	弘前市 大字 一藤 五代 字の 四田	弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨	弘前市 大字 一藤 五代 字の 四田	弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨	弘前市 大字 一藤 五代 字の 四田	弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨	弘前市 大字 一藤 五代 字の 四田	弘前市 大字 一駒 越三 字の 一瀨	弘前市 大字 紺屋 町六 字の 六	弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨	弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨
生活 介護 支援 事業 所	生活 介護 支援 事業 所	生活 介護 支援 事業 所	生活 介護 支援 事業 所								
の 里	の 里	の 里	の 里								
一藤 三三 一五 字の 一田	弘前市 大字 一藤 五代 字の 四田	"	"	弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨	弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨	弘前市 大字 一藤 五代 字の 四田	弘前市 大字 一藤 五代 字の 四田	弘前市 大字 一駒 越三 字の 一瀨	弘前市 大字 黒石 市七 字の 九	弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨	弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨
"	"	"	"	"	"	三・一〇・二 元	三・一〇・二 元	二〇・二・五	二〇・二・五	平成 二〇・〇・一	平成 二〇・〇・一

青森県告示第三百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
株式 会社 サポ ート	株式 会社 サポ ート	株式 会社 サポ ート	株式 会社 サポ ート	居宅介護支援事業者
二〇 田三 丁目 八の 富	弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨	弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨	弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨	主たる 事務所 所在地
株式 会社 サポ ート	株式 会社 サポ ート	株式 会社 サポ ート	株式 会社 サポ ート	名称
一弘 前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨	弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨	弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨	弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨	所在地
二五・二・一	二五・二・一	二五・二・一	二五・二・一	変更 年月 日

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十五年四月二十六日

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

青森県告示第三百五十五号

変更後	変更前
株式 会社 サポ ート	株式 会社 サポ ート
二〇 田三 丁目 八の 富	弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨
株式 会社 サポ ート	株式 会社 サポ ート
一弘 前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨	弘前市 大字 三土 堂五 字の 一瀨
二五・二・一	二五・二・一

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	特定福祉用具販売事業者
△東北システ 株式会社	△東北システ 株式会社	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所
弘前市大字神田一丁目二の四	弘前市大字神田一丁目二の四	名 称	所在地
△東北システ 株式会社 介護福祉部	△東北システ 株式会社	所在地	変 更 年 月 日
弘前市大字神田一丁目二の四	弘前市大字神田一丁目二の四	平成 二 五 ・ 三 ・ 一	

青森県告示第三百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定介護予防福祉用具販売事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	特定介護予防福祉用具販売事業者
△東北システ 株式会社	△東北システ 株式会社	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所
弘前市大字神田一丁目二の四	弘前市大字神田一丁目二の四	名 称	所在地
△東北システ 株式会社 介護福祉部	△東北システ 株式会社	所在地	変 更 年 月 日
弘前市大字神田一丁目二の四	弘前市大字神田一丁目二の四	平成 二 五 ・ 三 ・ 一	

青森県告示第三百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	廃 止 年 月 日
介護老人保健施設平成の館	弘前市大字石渡四丁目一三七の七	介護老人保健施設	平成 二 五 ・ 六 ・ 三

青森県告示第三百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	社会福祉法人平川市社会福祉協議会尾上訪問介護事業所	平川市猿賀南田九六の三	平成 二 五 ・ 三 ・ 三
社会福祉法人七戸町社会福祉協議会	上北郡七戸町字立野頭一三九の九	社会福祉法人七戸町社会福祉協議会	上北郡七戸町字立野頭一三九の九	"

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社M	"	高橋秀禎
○向川添五一の関湯	"	四〇 八戸市大字番町
"	管理指導	訪問看護
錠ケ調剤	"	高橋医院
○向川添五一の関湯	"	四〇 八戸市大字番町
二四・四・三〇	"	二五・一・三

青森県告示第百六十号

高橋秀禎	社会福祉法人桜友会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
四〇 八戸市大字番町	弘前市大字土堂一 字長瀬三八五の	一立野頭一三九の	一立野頭一三九の	山一六の一	平川市柏木町藤	平川市柏木町藤	訪問介護	社会福祉協議会	平川市猿賀南田九六の三	平成二五・三・三
訪問看護	介護予防	介護予防	訪問介護	訪問介護	社会福祉協議会	社会福祉協議会	訪問介護	社会福祉協議会	平川市猿賀南田九六の三	平成二五・三・三
高橋医院	「すばる」	社会福祉協議会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	名称	所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
四〇 八戸市大字番町	弘前市大字藤代一 字広田一三一の	一立野頭一三九の	一立野頭一三九の	九六の三	平川市猿賀南田	平川市猿賀南田九六の三	訪問介護	社会福祉協議会	平川市猿賀南田九六の三	平成二五・三・三
二五・一・三	二四・二・三〇	"	"	二五・三・三	平成二五・三・三	二五・三・三	訪問看護	社会福祉協議会	平川市猿賀南田九六の三	平成二五・三・三

青森県告示第百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社M	"	"
○向川添五一の関湯	"	"
"	管理指導	介護予防
錠ケ調剤	"	"
○向川添五一の関湯	"	"
二四・四・三〇	"	"

"	津軽保健生活協同組合	医療法人千隆会	医療法人誠仁会	有限会社新堂企画	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
"	弘前市大字田町五丁目二の二	八戸市柏崎六丁目二九の六	つがる市木造若竹五	北都東北町上三〇八	ひまわり居宅介護支援事業所	北都東北町上三〇八	医療法人誠仁会	つがる市木造若竹五	平成二四・六・八
同組合	津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
二五・一・三	弘前市大字藤代二丁目二の二	黒石市ちとせ三丁目七	八戸市柏崎六丁目二九の六	つがる市木造若竹五	医療法人誠仁会	つがる市木造若竹五	医療法人誠仁会	つがる市木造若竹五	平成二四・六・八



社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	放課後等デイサービス	はあと	弘前市大字熊嶋二丁目一八三の二	"
黒石市	黒石市大字市ノ町一の一	放課後等デイサービス	児童デイサービス「天使の森」	黒石市西ヶ丘九五	"

青森県告示第三百六十四号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表階上区域の項を次のように改める。

階上区域 階上漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 内水面以外の水面において網漁具を水深二十メートル未満の水中に定置して営む漁業（以下「小型定置漁業」という。）</li> <li>2 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業</li> <li>3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業</li> <li>4 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまだら底はえなわ漁業</li> <li>5 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として籠漁業</li> <li>6 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として刺網漁業</li> </ol>
---------------------	--

青森県告示第三百六十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村二九 碓谷 励	奥戸区域 奥戸漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてうち甲の地区大間町大字奥戸字奥戸村字向町、字小奥戸通、字小奥戸及び字館ノ上の区域

青森県告示第三百六十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類  
基本測量（精密地形調査）
- 二 作業期間  
平成二十四年五月九日から平成二十五年三月三十一日まで
- 三 作業地域  
佐井村  
大間町  
風間浦村  
むつ市  
東通村  
六ヶ所村  
東北町

七戸町  
三沢市  
十和田市  
六戸町  
おいらせ町  
五戸町  
八戸市  
南部町  
階上町

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十五年四月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人三沢市手をつなぐ育成会
- 三 代表者の氏名  
坂田 靖夫
- 四 主たる事務所の所在地  
三沢市中央町三丁目三の九
- 五 定款に記載された目的

この法人は、援助が必要な障がい児（者）本人の高齢化、親の高齢化に伴い、住民参加と相互扶助の精神に基づき、日常生活に関する支援、権利擁護、住み慣れた地域で暮らしていくためのサービスを提供し、健康で文化的な暮らしが出来る住み

やすい地域社会を作ることを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十五年四月五日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アイシユウ
  - 三 代表者の氏名  
山田 裕美
  - 四 主たる事務所の所在地  
弘前市大字城東中央五丁目四の二五
  - 五 定款に記載された目的
- この法人は、障害のある人たちが各種障害福祉サービス事業を通して自立し、生活の向上を図り、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において安心して生活を送ることができるよう支援を行うことにより、すべての市民が障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

長前二期地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。



認知機能検査員の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月二十六日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

青森県公安委員会規則第四号

認知機能検査員の認定等に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査員の認定等に関する規則（平成二十三年二月青森県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表備考を削り、同条に次の一項を加える。

3 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者が認知機能検査員講習を受けようとするときは、前項の表一の項及び二の項に規定する講習項目を省略することができる。

- 一 自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員補充講習（以下「補充講習」という。）を終了した者
  - 二 都道府県指定自動車教習所協会が実施した補充講習の受講者が同講習の内容を伝達する研修を終了した者
  - 三 平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に自動車安全運転センターが実施した新任運転適性指導員研修又は運転適性講習指導員研修を終了した者
  - 四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修を終了した者
- 第四条第一項第二号中「講習」を「教養」に改め、同項第三号を次のように改める。
- 三 自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員研修を終了した者
- 第四条第一項に次の一号を加える。
- 四 平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修を終了した者
- 別記様式第一号中

資 格	高齢者講習指導員の資格の有無
	あり なし

を

講習受講歴	あり 自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員補充講習 都道府県指定自動車教習所協会が実施した高齢者講習指導員補充講習の受講者が同講習の内容を伝達する研修 平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に自動車安全運転センターが実施した新任運転適性指導員研修又は運転適性講習指導員研修 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修 なし
-------	---

に改める。

別記様式第二号中

審査内容	1 認知症の専門医 2 警察庁又は都道府県警察が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 3 自動車安全運転センターが実施する高齢者講習指導員課程を終了した者（平成二十二年四月一日以降に終了した者に限る。）
------	--

を

審査内容	1 認知症の専門医 2 警察庁又は都道府県警察が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する教養を終了した者 3 自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員研修を終了した者 4 平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修を終了した者
------	--

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 営 企 業

特定調達契約に係る契約のプロポーザルの実施に係る公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける契約に係るプロポーザルについて、次のとおり実施する。

平成二十五年四月二十六日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 調達内容

1 名称

青森県立中央病院電子カルテ等基幹システム再構築業務

2 仕様

青森県立中央病院電子カルテ等基幹システム再構築業務提案競技仕様書による。

3 履行期限

平成二十六年三月三十一日

4 納入場所

青森県立中央病院

二 調達に関する事務を担当する部局の名称及び所在地等

青森県青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院 医療情報部 E-T基盤グループ

電話 〇一七 七二六 八三六八

FAX 〇一七 七二六 八三二五

三 参加手続

1 提案競技応募要項の配布

(一) 配布期間

平成二十五年四月二十六日から同年六月六日まで

午前八時三〇分から午後四時三〇分まで

(二) 配布場所

二に同じ

2 提案競技への参加申請

(一) 提出方法

所定の様式により、持参又は郵送にて行う。

(二) 受付期間

平成二十五年四月二十六日から同年五月十三日まで

午前八時三〇分から午後四時三〇分まで

(三) 提出場所

二に同じ

3 参加資格に関する事項

本件調達の参加者は、単独又はグループによる提案とし、次に掲げる条件全てを満たす者とする。

(一) 単独提案

ア 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項及び第二項各号に規定する者に該当しない者であること。

イ 参加申請の期限の日から契約締結の時までの間に、青森県から指名停止の措置を受けていない者であること。

ウ 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号、平成二十四年二月

一日青森県告示第五十九号又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号

の一の規定により、電子計算組織に係るシステム開発、システム維持管理及び業務委託全てについてAの等級に格付けされた者であること。

エ 納入を予定している電子カルテシステム及びオーダーリングシステムについて、平成二十四年三月末日時点で七百床以上の病院でシステムの更新実績を

有するものであること。

オ システムの品質向上を図る上でISO9001を取得していること。また、

環境に配慮したISO14001の資格を取得していること。

カ (二)のグループ提案の構成員でないこと。

(二) グループ提案

アグループの全ての構成員が、(一)ア及びイを満たす者であり、かつ、グループ

代表者がウ、エ及びオを満たす者であること。

イ グループ構成員が、他のグループの構成員でないこと。

4 提案協議参加資格の確認等

(一) この提案協議への参加資格の有無について確認を行うための申請書を提出しない者及び参加資格の確認の結果、参加資格がないと認められた者は、この提案競技に参加することができない。

(二) 参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は郵送により通知する。

四 質問及び回答

1 質問がある場合、所定の様式を用いて次により提出すること。ただし、一般的事項に関しては随時、電話又は口頭により照会して差し支えない。

(一) 提出方法

原則として、提案競技応募要項記載のメールアドレスへの電送により提出する。やむを得ない場合に限り、二への持参、郵送又はFAXによる電送での提出を認める。

(二) 受付期間

平成二十五年五月十三日 午後四時三〇分まで

(三) 回答については、質問者に回答するとともに、全ての提案協議参加資格者に通知する。

五 企画提案書の提出

提案協議参加申請書の審査において参加資格が認められた者は、別に定める企画提案書作成要項により企画提案書を提出すること。

1 提出方法

郵送又は持参

2 提出期限

平成二十五年六月六日 午後四時三〇分まで

3 提出先

二に同じ

4 その他、提案書作成要項に定めるもの

六 選定方法及び契約の決定

1 選定方法

別に設置する「青森県立中央病院電子カルテ等基幹システム再構築業務提案競技審査委員会」(以下、「審査委員会」といふ。)において行う。

2 契約の決定

審査委員会が選定した最優秀者(以下、「契約予定者」といふ。)と企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、県が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議において、提出された提案の内容を一部変更する場合がある。また、契約予定者と協議が整わない場合であっても、次点の提案として評価した者と契約の協議を行う。

3 契約保証金

契約金額の百分の五以上の契約保証金を納付させ、又は当該契約保証金に代わる担保を提供させるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(一) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(二) 契約予定者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と履行保証契約を締結したとき。

(三) 過去二年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

4 その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

七 その他

1 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 留意事項

(一) 提出期限後の問合せ及び書類の追加・修正には原則として応じない。

(二) 提出された書類は、返却しない。

(三) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

(四) 企画提案書は、他の提案者に対して非公開とする。

(五) 提出された書類を、審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合があります。

(六) 本調達の受託者は、今後発注される本業務に関連する業務及び機器等の購入において契約者となることを保証するものではない。

(七) 書類を郵送により提出する場合は、書留郵便とすること。

3 参加に要する費用

提出される書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリングに要する費用は、  
全て提案者が負担する。

4 その他の詳細は、一において配布する提案競技応募要項、提案書作成要項及び  
青森県立中央病院電子カルテ等基幹システム再構築業務提案競技仕様書による。

Summary for the notice of proposal

- 1 Nature and quantity of the service to be required:  
Proposals for rebuild of electronic medical records systems.
- 2 The acceptance of period for the submission of proposals:  
4/26/2013-5/13/2013, 8:30am-4:30pm on weekday.
- 3 Contact point for the notice:  
Aomori Prefectural Central Hospital Medical Information Department  
2-1-1 Higashitsukurimichi Aomori City, Aomori Prefecture, Japan  
Tel 017-726-8368

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭